

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	大阪市 小児慢性特定疾病医療事務・未熟児養育医療事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、小児慢性特定疾病医療事務・未熟児養育医療事務で特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の不適切な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

### 特記事項

小児慢性特定疾病医療事務・未熟児養育医療事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規程の確認を行うとともに、委託事業者に秘密保持に関する覚書を提出させている。

## 評価実施機関名

大阪市長

## 公表日

## 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	小児慢性特定疾病医療事業・未熟児養育医療事業に関する事務
事務の概要	<p>&lt;医療費公費負担システム&gt;            児童福祉法および大阪市小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱、母子保健法および大阪市未熟児養育医療事務取扱要領に関する事務であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一の主務省令」という。)で定めるもの。            小児慢性特定疾病医療・未熟児養育医療の支給認定に関する事務            小児慢性特定疾病医療・未熟児養育医療の給付に関する事務</p> <p>小児慢性特定疾病医療事務            厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を公費により負担する。</p> <p>未熟児養育医療事務            身体の発育が未熟なまま生まれ、入院養育を必要とする未熟児に対して、指定養育医療機関において養育に必要な医療費の自己負担分の一部を公費により負担する。</p> <p>&lt;中間サーバ&gt;            小児慢性特定疾病医療事務・未熟児養育医療事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第二に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバに格納する。中間サーバは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバを介して情報取得を行う。</p>
システムの名称	医療費公費負担システム、統合基盤システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病医療、未熟児養育医療支給関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	【小児慢性特定疾病医療事務】 番号法別表第一の第7の項 番号法別表第一の主務省令第7条 【未熟児養育医療事務】 番号法別表第一の第49の項 番号法別表第一の主務省令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[ 実施する ] <p style="text-align: right;">&lt; 選択肢 &gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
法令上の根拠	【小児慢性特定疾病医療事務】 【情報照会】 番号法別表第二の9の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二の主務省令」という。)第8条 【情報提供】 番号法別表第二の26、56の2、87の項 番号法別表第二の主務省令第19、30、44条 【未熟児養育医療事務】 【情報照会】 番号法別表第二の70の項 番号法別表第二の主務省令第39条 【情報提供】 番号法別表第二の26、87の項 番号法別表第二の主務省令第19、44条
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	健康局保健所管理課
所属長の役職名	健康局長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町1丁目2番7-1000号 大阪市保健所管理課 電話: 06-6647-0650 ファックス: 06-6647-0803

## しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

## しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月20日	1. 事務の概要	母子保健医療費公費負担システム	医療費公費負担システム	事後	使用システムの変更
平成29年9月20日	1. 事務の概要	主務省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一の主務省令」という。)	事後	記載方法の変更
平成29年9月20日	1. 事務の概要	番号法別表第2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第二	事後	記載方法の変更
平成29年9月20日	1. システムの名称	母子保健医療費公費負担システム	医療費公費負担システム	事後	使用システムの変更
平成29年9月20日	3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一第7の項	番号法別表第一の第7の項 番号法別表第一の主務省令第7条	事後	記載方法の変更
平成29年9月20日	3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一第49の項	番号法別表第一の第49の項 番号法別表第一の主務省令第40条	事後	記載方法の変更
平成29年9月20日	4. 法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第9、26、56の2、87の項	【情報照会】 番号法別表第二の9の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二の主務省令」という。)第8条 【情報提供】 番号法別表第二の26、56の2、87の項 番号法別表第二の主務省令第19、30、44条	事後	記載方法の変更
平成29年9月20日	4. 法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第26、70、87の項	【情報照会】 番号法別表第二の70の項 番号法別表第二の主務省令第39条 【情報提供】 番号法別表第二の26、87の項 番号法別表第二の主務省令第19、44条	事後	記載方法の変更
平成29年9月20日	5. 所属長	上平康晴	甲田 伸一	事後	
平成29年9月20日	1. いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年9月20日	2. いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
	5. 所属長の役職名	健康局長 甲田 伸一	健康局長	事後	記載方法の変更